



軽自動車税についてのお知らせ

■ 軽自動車税の減免

身体障がい、精神障がいのある人または、その人と生計をともにする人が所有する軽自動車等で、主に障がいがある人のために使用し、一定の条件に該当する場合、1人1台に限り軽自動車税が減免されます。

◎対象

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、戦傷病者手帳をもっている人で、要件を満たす人

※詳しくはお問い合わせください。

◎申請場所

税務課、山陽総合事務所、埴生支所

◎申請期限 5月31日(水)

◎必要なもの

身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証、印判

■ 軽自動車税の重課税額

軽自動車税の税制改正により、平成28年度から、最初の新規検査を受けて13年経過した車両には、重課税額が適用されています。

平成29年度は、最初の新規検査が平成16年3月以前の車両が重課の対象です。

【年税額の例】

◎平成27年3月以前に最初の新規検査を受けた車両

- 乗用自家用車 7,200円
- 貨物自家用車 4,000円



◎13年を経過(重課)

- 乗用自家用車 12,900円
- 貨物自家用車 6,000円

※詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

〈問い合わせ先〉税務課 (☎ 82-1125)



春の全国交通安全運動

◎住みよい山口 いつも心に 交通安全

【実施期間】4月6日(木)～15日(土)

春は、新入学の子どもたちの不慣れな登下校やレジャーの活発化、観光客の増加などから交通事故の多発が懸念されます。市民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。



■重点目標

- ・歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- ・スピードダウンの推進(県重点)
- ・反射材・ハイビームの活用促進
(県重点)

■交通安全運動パレード

◎とき 4月10日(月) 10:00～

◎ところ 市役所正面玄関前

※雨天の場合は、市役所3階大会議室で行います。

スピードダウン県民運動推進中!

山口県では、交通死亡事故における危険認知速度(事故直前速度)が全国6位です。[平成28年12月末現在]重大事故につながる可能性が高くなるため、速度を控えて運転をしましょう。

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82-1133)